



NEWSLETTER

05

2026年第5号
[全135号]

目 录 CONTENTS

01

知財ニュース

- 『最高裁判所の知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』を公布 01
- 中国裁判所の知的財産権案件の法律適用に関する年次報告(2025)
(専利・商標案件の要旨) 02
- 『二〇二五年中国知的財産権保護状況』白書が正式発表 06

02

AI・IoT関連情報

- 2025年 杭州市の知的財産権訴訟の受理件数が約1万3000件
AI 関連案件の課題が顕在化 07
- AI 技術は権利侵害の免罪符ではない 北京高級裁判所が典型事例を発表 08
- 北京朝陽区裁判所 AI 生成コンテンツの権利保護に関する訴訟が増加傾向 09

『最高裁判所の知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』を公布

* (タイトルをクリックするとリンクが表示されます。)

中国最高裁判所は2026年4月20日、『最高裁判所の知的財産権侵害民事案件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』（法釈〔2026〕7号）を公布した。同『解釈』は2026年5月1日より施行される。

同解釈は、知的財産権裁判の実務における懲罰的賠償の適用に関する重点や難題に対して、法律の適用基準をさらに細分化し、懲罰的賠償の司法適用の運用性を高め、裁判基準を統一し、当事者に明確な訴訟ガイドラインを提供し、市場に明確な見通しを提示して、知的財産権懲罰的賠償制度の実効性を確保することを目的としている。

第一に、「故意」と「深刻な情状」の認定基準をさらに詳細化している。「原告と和解が成立し侵害行為の停止に合意した後、同一または類似の侵害行為を再び行った場合」などを、被告の知的財産権侵害の故意を認定できる情状として追加し、「知的財産権侵害を業とする」ことの意味をさらに明確にし、知的財産権に重大な損害をもたらす行為の認定規則を法に従い詳細化している。

第二に、基準額の算定方法をさらに明確にしている。被告の違法所得または侵害による収益を懲罰的賠償の算定基準とする場合、営業利益を参照して確定することができる。被告が「知的財産権侵害を業とする」場合、販売利益を参照して計算することができる。利益率が確定できない場合、統計部門または業界団体が公表した同時期・同業界の平均利益率または権利者の利益率を参照して計算することができる。法定賠償額は懲罰的賠償の算定基準とはならないことを明確にしている。これらの規定は、実務における「基準額の確定の難しさ」を解消するのに役立つ。

第三に、倍数の確定方法を改善している。過失・違反と処罰の均衡原則（「過罰相当原則」）に基づき、同一の侵害行為により既に罰金または過料を科され刑罰が完全に執行されている場合、裁判所は懲罰的賠償の倍数を確定する際にこれを考慮すべきであり、当事者の請求を前提としないことを明確にしている。

中国裁判所の知的財産権案件の法律適用に関する年次報告（2025）（専利・商標案件の要旨）

先頃、中国最高裁判所は中国裁判所の知的財産権案件の法律適用に関する年次報告（2025）要旨を発表し、全国の裁判所で2025年に裁判終了した知的財産権案件の中から45の法律適用の通則を整理した。専利と商標案件関連の21の判決要旨を以下のとおり紹介する。

一、専利案件

（一）専利民事案件

1. 請求の範囲から除外された特定の技術案は専利権保護範囲に含まれない。

【判決要旨】当業者が請求の範囲および明細書を読んだ上で、特定の技術案について専利権者が背景技術において特に強調し、意図的に除外したものであると判断した場合、均等侵害原則の適用により、その技術案を専利権保護範囲に入れるべきではない。

2. 農薬登録申請における農薬専利の実施の性質認定

【判決要旨】ジェネリック農薬メーカーが農薬行政主管部門へ農薬登録申請のために必要な試験データを取得する目的で、専利保護範囲に入る被疑侵害製品を限定的に製造し、使用する行為は、専利権の通常行使に不当な損害を与えず、専利権者の正当な利益を不当に損なわない場合、専利法上の科学研究の例外（Bolar免責）に該当し、専利権侵害とみなされない。

3. 信義誠実の原則に違反して専利を標準に組み入れる行為は法律で保護されない

【判決要旨】専利権者は信義誠実の原則に従い、誠実かつ合理的な方法で専利権を行使すべきであり、専利権を濫用してはならない。専利権者が自らまたは標準策定者を導いて、その所有する専利または専利出願の技術案を、強制標準か推奨標準かを問わず、国家標準、業界標準、地方標準に組み入れ、仮に専利権者が標準策定の過程において専利出願および権利付与の情報を正直に開示せず、標準発表後に主観的に過失のない標準実施者に対して専利権侵害訴訟を提起した場合、信義誠実原則に違反し、専利権の濫用に該当し、法律による保護を受けることはできない。

4. 悪意の知的財産権訴訟による損害賠償の認定

【判決要旨】悪意の知的財産権訴訟による損害賠償責任は一般の不法行為責任に属し、その損害賠償範囲は全面賠償原則に従い、損害結果と不法行為との因果関係を考慮して確定すべきである。悪意の訴訟の原告が財産保全を申請して被害者の資金を凍結した場合、資金占用により生じた損失は損害賠償の範囲として認められ、保全期間中の全国銀行間同業者貸付センターの同期のローン市場金利（LPR）と同期の普通預金金利の差額に基づき計算することができる。被害者が悪意の訴訟を起こされたことで、法的リスクを回避する

ためにビジネスチャンス自ら放棄し、これにより生じた合理的な逸失利益は損害賠償の範囲として認められる。悪意の訴訟に対応するための合理的な支出も悪意の訴訟による被告の損害とされ、損害賠償の範囲として認められる。

5. 専利権侵害訴訟における侵害幫助行為の認定

【判決要旨】 専利侵害訴訟における侵害幫助行為の構成要件について、「専利を実施するための専用の製品」の「専用」とは、客観的に専利を実施するためにのみ使用でき、実質的な非侵害用途がないことを指す。「他人が侵害行為を実施した」の「他人」には最終消費者も含まれる。

6. 現場検証条件が整わない場合の被疑侵害製品についての立証責任の確定

【判決要旨】 客観的に現場検証条件が整わない場合の被疑侵害製品について、専利権者が既に初歩的証拠を提出して当該製品が専利権保護範囲内に入る蓋然性が非常に高いことを証明した場合、立証責任は通常被訴侵害者に移る。被訴侵害者が反証する証拠を提出できない場合、相当の不利な結果を受けるべきである。

(二) 専利行政案件

7. 技術手段の重ね合わせ・再構成式技術案の進歩性判断、一部の専利権共有者の出廷拒否への対応、有効な域外送達認定

【判決要旨】 1.モノのインターネット通信技術案の進歩性判断において、係争技術案が既存の技術手段を配列・組み合わせによって単に重ね合わせ・再構成し、ネットワークの従来の設定方式および信号の送受信、読み取り、処理などの従来の手段により、ハードウェア機器に単独または統合された従来の通信機能を付与し、より広い通信範囲またはより多くの通信機能を実現するが、新しい技術手段の導入や新しい技術的問題の解決をおこなっておらず、既存技術および係争専利が果たす作用と実質的な差異がなく、全体としても予期せぬ技術的效果が生じていない場合、進歩性を有すると認めるべきではない。2.専利付与・確認に係わる行政案件において、裁判所が法により送達措置を取った後、一部の専利権共有者が裁判の日時と場所などを知りまたは知るべきであるにもかかわらず、正当な理由なく出廷を拒否した場合、案件の継続審理に影響を及ぼさない。3.裁判所が涉外案件の審理において、所在不明の域外の当事者に送達を行う場合、「合理的な最大限の努力」と「手続の乱用防止」の原則のバランスをとり、涉外裁判の全体的な効率化に重点を置くべきである。『ハーグ送達条約』および民事訴訟法の涉外案件に関する送達規定により、郵送、電子、留置、公示および権利共有者、共同協調行為者などによる転送等の国内外送達手段を講じ、あらゆる合理的努力を払うべきである。公示送達を除き、他の個々の送達方式間には強制的な順序は存在しない。当事者が自ら提供した域外郵送先または明確に許可した電子メールアドレスへの送達で、送達先の国がそのような送達に異議を唱えない場合、有効な送達となる。

8. 遺伝子組み換えに係わる専利の開示の十分性の判断

【判決要旨】発明が微生物の遺伝子組み換え分野において遺伝子の過剰発現により得られた遺伝子組み換え菌株に係わり、その合成産物が既存の菌株または工程と明確な関連性を有し、かつ明細書に記載された保存菌株、従来技術に公開された遺伝子配列の導入、機能検証等により技術案の実施可能性を証明できる場合、通常、明細書は充分に開示されていると認定できる。

9. 職権による国内優先権の認定

【判決要旨】専利の無効審判において、同専利がみなし取り下げとされ、且つ公開されていない最初の出願を基礎として国内優先権を主張する場合、無効審判請求人が提出した対比文献が従来技術または抵触出願になるかどうかは、同専利の国内優先権が認められるかどうかを前提とする。この場合、国務院専利行政部門は職権をもって国内優先権証明書をもって国内優先権の有無を確認することができる。ただし、当事者に反対尋問および意見陳述のチャンスを与えなければならない。

10. 技術偏見克服の認定

【判決要旨】特定の技術手段が当業者によくある誤った技術認識により排除され、専利技術案が正しい技術認識に基づき当該技術手段を採用した場合、専利は技術偏見を克服したことにより進歩性を有する可能性がある。しかし、当業者がその技術手段を排除するのは経済効果の考慮によるものであり、技術認識のバイアスによるものではない場合、専利技術案がその技術手段を採用することは技術偏見の克服ではなく、進歩性があるとは認められない。

二、商標案件

(一) 商標民事案件

11. 団体標準・企業標準の関連専門用語の正当な使用は侵害に当たらない

【判決要旨】団体標準・企業標準の関連専門用語を製品の原材料、製造工程等の特徴を説明するために使用し、そこに含まれる登録商標の標識を目立たせて使用せず、関係公衆が通常理解と認識に基づき、当該標識を他人の登録商標と混同しない場合、当該専門用語の正当な使用に属し、侵害に当たらない。

12. 双方当事者がともに登録商標を合法的に保有している場合の商標権侵害認定基準

【判決要旨】双方当事者がともに登録商標を合法的に保有している場合、商標権侵害になるかどうかは、双方の商標登録および使用の実情を総合的に考慮し、先行権利を尊重・保護し、関係公衆に混同・誤認されやすいかどうかを最重要の判断基準とし、法により認定しなければならない。関連公衆が両商標を使用する商品の出所を区別できる場合、商標権侵害にならないと認定すべきである。

13. 中古品の改造・再生での商標権侵害行為の認定

【判決要旨】被訴侵害者が中古品の形状、配色および全体の外観を実質的に変更したものの、許可を得ずに元の商標標識を引き続き商品に使用し、商品の出所を識別する商標の基本的機能を損なうことで、関連公衆が商品の出所を混同・誤認する可能性がある場合、被訴侵害者の権利消尽の抗弁の主張は認められない。

14. 地名を含む登録商標の正当使用の認定

【判決要旨】登録商標に含まれる地名について、登録商標専用権者は他人が正当に使用することを禁止する権利を有しない。地名の使用が正当であるかどうかは、被疑侵害標識の使用状況、関係使用主体の使用方法は誠意があり合理的であるか否か、登録商標に便乗する主観的悪意があるか否か、および関係公衆が混同・誤認するおそれがあるか否か等の要素を総合的に考慮して認定する。

(二) 商標行政案件

15. 図形商標の特別顕著性の判断

【判決要旨】1. 図形商標が特別顕著性を具備するかどうかの判断は、商標出願時に、当該図形が関連公衆に商標として認識され、商品の出所表示機能を果たすことができるかどうかを基準とする。図形商標の実際の使用の有無および具体的な使用方法は、商標の特別顕著性の認定と必然的な関係はない。2. 図形商標の特別顕著性の判断は、当該商標の出願時の事実関係の状態を基準とし、通常は出願日以後の事実関係の変化は考慮に入れない。ただし、当該図形商標が登録時に既に一般図形化している場合を除く。

16. 産地の範囲が重複する場合の後発地理的表示証明商標の有効性判断

【判決要旨】後発地理的表示証明商標と先行地理的表示証明商標に表示された二つの商品産地の範囲が包含関係にあることは、必ずしも中国商標法第十六条の規定に違反するものではない。後発申請人が提出した産地の範囲、品質管理等の申請書類が地理的表示証明商標の関連要件を満たし、表示商品が明確な使用管理規則を有し、関係品質基準に達し、かつ先行地理的表示証明商標の表示商品と区別できる場合、後発申請は商標法第十六条第二項の規定に違反しないと認定すべきである。

17. 「一人で複数商標を保有する」場合における商標の実際の使用の認定

【判決要旨】商標権者が係争商標を含む複数の登録商標を保有し、それらの構成要素が類似する場合、指定使用商品において実際に使用された商標の標識が係争商標の顕著な特徴を変更していない限り、係争商標の実際の使用とみなされる。

18. 取消審判における商標標識の規範的な使用の認定

【判決要旨】商標権者は規範的に登録商標を使用すべきである。商標権者が実際の使用においてフリーライド行為を行い、係争商標の実際の使用態様と登録商標とに差異が生じ、他人の商標標識とより近似し、関連公衆に商品の出所を混同・誤認させるおそれがある場合、商標権者は係争商標の顕著な特徴を変えたとは判断し、係争商標の規範的な使用ではないと認定すべきである。

19. 下位概念の商品の実際使用が上位概念の商品の使用に該当するかどうかの認定

【判決要旨】 指定された使用商品が抽象的な上位概念の商品であり、実際の使用商品が具体的な下位概念の商品であり、両者は同一または類似商品に属し、機能および用途が実質的に同一である場合、係争商標は指定された上位概念の商品において実際に使用されたと認定することができる。指定された使用商品と実際の使用商品が上位・下位概念の商品にあたるかどうかは、関連公衆の一般的な認識および取引実態に基づき審査、判断することができる。

20. 商標の使用証拠の全体的審査、判断

【判決要旨】 商標権取消審判行政訴訟案件において、係争商標の使用証拠の全体像を捉えるべきである。販売契約に既に係争商標が表示されており、販売契約、領収書、銀行取引明細書がいずれも真実であり且つ対応関係にある場合、市場の商習慣および権利者名義の商標等の事実を結び付け、上記証拠が完全な証拠の鎖を形成していると認定できるとき、指定の期間中に係争商標が本当にかつ有効に使用されたと認定することができる。

21. 「その他の不正手段による商標の登録」の考慮要素

【判決要旨】 係争商標が「その他の不正手段による商標の登録」に該当するかどうかを判断するために、係争商標の元の出願人の商標登録出願、関連商標の譲渡、譲受人の商標登録出願等の状況を総合的に考慮することができる。関連企業の商標登録出願および関連行為も、適切な状況において考慮に入れることができる。

『二〇二五年中国知的財産権保護状況』白書が正式発表

『二〇二五年中国知的財産権保護状況』白書が5月7日、正式に発表された。2025年の中国の知的財産権保護の進捗を全面的に整理し、制度の構築、承認・登録、文化の醸成、国際協力等における確かな成果を体系的に紹介し、関係各界および国際社会が中国の知的財産権保護の最新実務を理解するための権威ある資料となっている。

保護効果が著しく強化された。 司法保護が全面的に強化され、全国の裁判所が新規受理した知的財産権民事一審案件は47万3000件、検察機関が受理、審査、逮捕した知的財産権侵害犯罪案件は6220件、公安機関が立件した関連刑事案件は2万6000件であった。行政保護が深化し、市場監督管理部門が取り締まった知的財産権に係わる違法案件は3万7000件、知的財産権管理部門が審理終了した専利権侵害紛争行政裁決案件は9341件、税関が押収した権利侵害被疑輸出入貨物は8642万点であった。保護体系の整備が加速し、新規に設立された国家知的財産権保護センターおよび迅速権利保護センターは7カ所で、総数は129カ所となり、海外知的財産権紛争対応指導業務プラットフォームが年間で27億5000万元の企業の損失を回復した。

制度の構築が着実に推進された。 知的財産権の法的保護が持続的に強化され、年間で18の法律、政令および省令・条例・規則、2つの司法解釈が制定・改正された。新規に改正された不正競争防止法、植物新品種保護条例が正式に施行され、『国务院の涉外知的財産権紛争処理に関する規定』が公布、施行され、商標法改正草案が全人大常務委員会会議の第一回審議で可決された。知的財産権分野の信用監督管理、営業秘密保護、紛争仲裁等の制度や規範が集中的に発表され、制度の基盤がさらに強化された。

承認・登録の質と効率が向上した。 2025年末現在で、中国の有効特許件数は前年同期比11.1%増の631万8000件、有効登録商標件数は前年同期比6.5%増の5303万2000件、著作権の年間登録総数は1067万7000件、地理的表示製品の累計承認件数は5066件、農業植物新品種登録出願の受理件数は年間で前年同期比15.26%増の1万7104件であった。

文化の醸成が広範囲に深化した。 全国知的財産権宣伝週間等の大規模イベントが成功裏に開催され、知的財産権保護の典型判例および一連の報告書が発表され、立体的な人材育成体系が継続的に改善され、知的財産権文化の理念の普及と影響力が持続的に拡大し、社会全体に知的財産権を尊重し保護するムードが一層浸透した。

国際協力が着実に進み、深化した。 中国はグローバルな知的財産権ガバナンスに実質的に参加し、知的財産権五庁（IP5）庁官の一連の会合の主催に成功し、複数の協力協定関連作業を推進して首脳外交の成果とした。世界知的所有権機関との協力を持続的に深化させ、「一帯一路」参加国の知的財産協力を着実に拡大させて、涉外司法協力および共同法執行を着実に推進し、ハイレベルの開放型経済を強くサポートした。

2025年 杭州市の知的財産権訴訟の受理件数が 約1万3000件 AI関連案件の課題が顕在化

4月23日、浙江省杭州市中級裁判所は、2026年知的財産権司法保護広報週間の記者会見を開催した。統計によると、2025年、杭州市内の裁判所が受理した知的財産権関連の訴訟案件が計1万2997件に達し、前年比35.91%の増加となった。そのうち、繰り返しの侵害や悪意のある侵害案件28件に懲罰的賠償が適用され、賠償総額は5735万6600元（約13億4500万円）に上った。

杭州中級裁判所が同日発表した『AI 関連の知的財産権裁判白書』によると、過去5年間、杭州市内の裁判所が受理した AI 関連知的財産権訴訟は 40 件余りにのぼり、うち22件はこの2年間に集中している。案件の急増、類型の複雑化・多様化、争点の集中化・顕在化といった傾向が見られる。

具体的な司法実務において、AI 関連の知財訴訟は、依拠すべきルールがなく、先例が乏しく、統一的判断基準がまだ整備されていないなど多くの難題に直面している。杭州知的財産権法廷の王亮裁判長は、「法的に特徴や性質を判断する上で、既存の法制度は、AI技術の特性や新たな応用場面への対応において、規則の適合性が不十分である。また、AI産業チェーンが長く、関与している主体の役割も多様なため、各当事者の責任の所在をいかに明確かつ公平に画定するかも、司法実務における大きな課題となっている」と述べた。

AI技術の急速な進展に対し、法制度がどうしても後追いとならざるを得ない現実を踏まえ、杭州市の裁判所は「司法の確実性」をもって「技術の不確実性」に対応する姿勢を堅持し、個別案件の審理を通して相対的に安定した裁判規則の予測可能性を確立し、技術イノベーションと産業応用に明確な指針を提供している。

例えば、浙江省初のAIを利用した顔認証（生体認証）偽造事件の公益訴訟では、AI顔交換技術を用いて生体認証用の動画を偽造し、個人情報を違法に取得・販売した行為について、裁判所は「不特定の個人の権益を侵害するだけでなく、デジタル社会における信頼秩序を損なった」と認定し、当該行為について公共利益を損なう行為と位置づけ、司法保護を個別救済から社会システムの信頼維持へと拡大した。

技術イノベーションが活発な特許分野においては、権利範囲の明確な画定と訴訟手続きにおける誠実性の確保が同様に重要となる。あるロボット犬の特許侵害訴訟では、裁判所は「クレームに記載された全ての技術的特徴は必須の構成要件であり、侵害の対比評価はそれぞれの技術的特徴について一つずつ行う必要がある。いずれかの技術的特徴が欠落している場合、侵害は成立しない」と明らかにし、実務において技術的特徴を恣意的に取捨選択する誤った認識を是正した。

杭州中級裁判所の池海江副所長は「AI関連訴訟の司法判断は、個別案件の技術的・法的評価に留まらず、技術倫理、イノベーション促進と権利保護のバランスをとる機能を担い、技術の発展方向性や社会の倫理規範にも影響を及ぼしている」と指摘した。

AI 技術は権利侵害の免罪符ではない 北京高級裁判所が典型事例を発表

他人のオリジナル美術作品をAIソフトに読み込ませて新しい画像を生成し、ネットで販売して利益を得る行為が著作権侵害に該当するかどうかは、長らく議論が続いてきた。北京市高級裁判所は4月23日に記者会見を開き、『知的財産権司法サービスの強化による新たな質の生産力の発展の保障に関する意見』及び典型事例を発表し、司法判断の基準を示した。

会見において北京高級裁判所民事第三法廷の張曉津裁判長は、典型事例に選定された「AI生成モデルの悪用による著作権侵害」案件について「技術イノベーションの応用と知的財産権保護の両方を考慮し、AI技術応用の合法的な範囲を明確にした。AI応用の安全でコンプライアンスに基づく秩序ある発展を促す上で重要な意義を持つ」と説明した。

本案では、被告である電子商取引企業の法定代表人羅被告及び共犯の姚被告が、権利者の許可を得ず他人の美術作品を利用してジグソーパズルを製作し、姚被告がSNS上に開設した2つのEC店舗を通じて販売し、利益を得た。2024年5月、権利者の張氏は自身のオリジナルイラストの権利が侵害されたとして捜査機関に通報した。調査の結果、被告らは侵害製品のジグソーパズル3000点以上を販売し、違法な売上総額は約27万元（約628万円）に達することが確認された。

一審裁判所は、電子商取引企業及び羅被告ら4名の被告が営利目的で著作権者の許可なく美術作品を複製・頒布し、その他の重大な情状も認められ、企業及び被告らの行為はいずれも著作権侵害罪を構成し、法律に基づき処罰すべきと判断した。被告企業に罰金10万元（約230万円）、羅被告・姚被告にそれぞれ懲役1年6月及び罰金6万元（約140万円）が言い渡された。また李被告・王被告には執行猶予付き判決と罰金2万5000元（約58万円）が言い渡された。

この判決は、「AI技術は権利侵害の免罪符ではない」という立場を明確にした。すなわちAIをツールとして、権利者の許可なく他人のオリジナル美術作品を複製・頒布し利益を得る行為は、著作権侵害罪の構成要件を満たす。また本判決は、企業犯罪と共犯の認定基準を明確にし、「画像の不正取得、AI加工、EC販売」という一連の侵害行為の流れを厳しく取り締まり、デジタル経済時代の新しい知的財産権犯罪に対する強い抑止効果を持つものである。

会見ではこのほか、デジタルヒューマン関連の著作権侵害訴訟、「某医生」インターネット医療プラットフォームをめぐるデータ不正競争訴訟などの代表的案件も発表された。北京高級裁判所の任雪峰副所長は「北京市の各裁判所は、世界最先端科学技術パークの構築、『AI+』行動計画の全面実施、未来産業パイロットエリアの建設を中心に、知的財産権の司法保護を一層強化している。また北京（京津冀）国際科学技術イノベーションセンター及びグローバルデジタル経済ベンチマーク都市構築のニーズに的確に応え、北京が競争力ある新たな質の生産力の発展構造を築くために強固な司法保障を提供する」と述べた。

北京朝陽区裁判所 AI 生成コンテンツの権利保護に関する訴訟が増加傾向

2023年から2025年にかけて、北京朝陽区裁判所が受理した知的財産権訴訟案件はそれぞれ3828件、4206件、5080件であり、3年間で合計1万3114件に達した。AI生成コンテンツに関する権利保護に関する訴訟は増加傾向にある。原告の多くは個人であり、AIを利用して多数の簡単な画像を生成し、他者が許可を得ず当該画像を使用する行為を著作権侵害と主張している。

4月23日、朝陽区裁判所は記者会見を開き、『知的財産権裁判による地域の質の高い発展を支援する白書（2023—2025年度）』を発表した。同白書では過去3年間の知的財産権民事訴訟の審理状況、特徴・傾向、施策成果及び典型事例がまとめられている。

白書によると、過去3年間、朝陽区裁判所の知的財産権訴訟は全体として増加傾向にある。案件類型別では著作権関連が59.42%、商標権関連が25.17%を占める。不正競争関連・技術契約関連の訴訟は、割合は小さいものの、着実に増加している。訴訟終了の状況を見ると、和解・取下げによる終了が8010件で全体の59.34%を占める。判決により終了した案件のうち、賠償額が1000万元（約2.3億円）を超えるものは73件にのぼり、最高賠償額は1億8800万元（約43億8000万円）に達した。

朝陽区裁判所民事第五法廷の田芬裁判官は、知的財産権民事訴訟の特徴としてAI関連紛争が司法のホットトピックとなっており、AI関連の紛争は全体件数に占める割合は高くないものの、社会的関心が大きく、規則形成の観点から重要な意義を持つと指摘した。

田芬裁判官はさらに「AI生成コンテンツの権利保護に関する訴訟案件が増加し続けている。原告は、自らAIで大量の簡単な画像を作成し、他者が無許可で使用する行為を著作権侵害と主張する個人がほとんどである。こうした訴訟の審理には複数の課題がある。すなわち簡素なプロンプトで生成された画像は独創性の基準を満たしにくいこと、AIには著作者性がないため権利帰属の認定が困難なこと、現行法にAI生成コンテンツの保護に関する明確な規定がなく法律適用が難しいこと、対象画像の商業的価値が低いケースが多く賠償額の判断の統一基準が確立されていないこと、などが挙げられる」と述べている。

ENRICHING YOUR IDEAS

北京本部

住 所: 〒100031 中国北京市復興門内大街158号遠洋大廈10階
Tel: +86-10-6641-2345
Fax: +86-10-6641-5678/6641-3211
Email: mail@ccpit-patent.com.cn

東京オフィス

住 所: 〒100-0004 日本東京都千代田区
大手町二丁目2番1号新大手町ビル2階265区
Tel: +81-3-6262-6643
Fax: +81-3-6262-6645
Email: tokyo@ccpit-patent.com.cn

ニューヨークオフィス

住 所: 1350 Avenue of the Americas,
Suite 1710 New York, NY 10019 U.S.A.
Tel: +1-212-868-2066
Fax: +1-646-838-5151
Email: newyork@ccpit-patent.com.cn

香港オフィス

住 所: 香港灣仔港灣道一号
会展広場ビル34号09室
Tel: +852-2523-1833
Fax: +852-2523-1338
Email: hongkong@ccpit-patent.com.cn

上海オフィス

住 所: 上海市静安区威海路567号
晶采世紀大廈18階
Tel: +86-21-6288-8686
Fax: +86-21-6288-3622
Email: shanghai@ccpit-patent.com.cn

深圳オフィス

住 所: 深圳市福田区福華三路168号
国際商会センター1601
Tel: +86-755-3298-9252
Email: shenzhen@ccpit-patent.com.cn

武漢オフィス

住 所: 湖北省武漢市洪山区関山大道473号
光谷新發展国際センターB棟5階 06-116
Tel: +86-27-8720-0400
Email: wuhan@ccpit-patent.com.cn